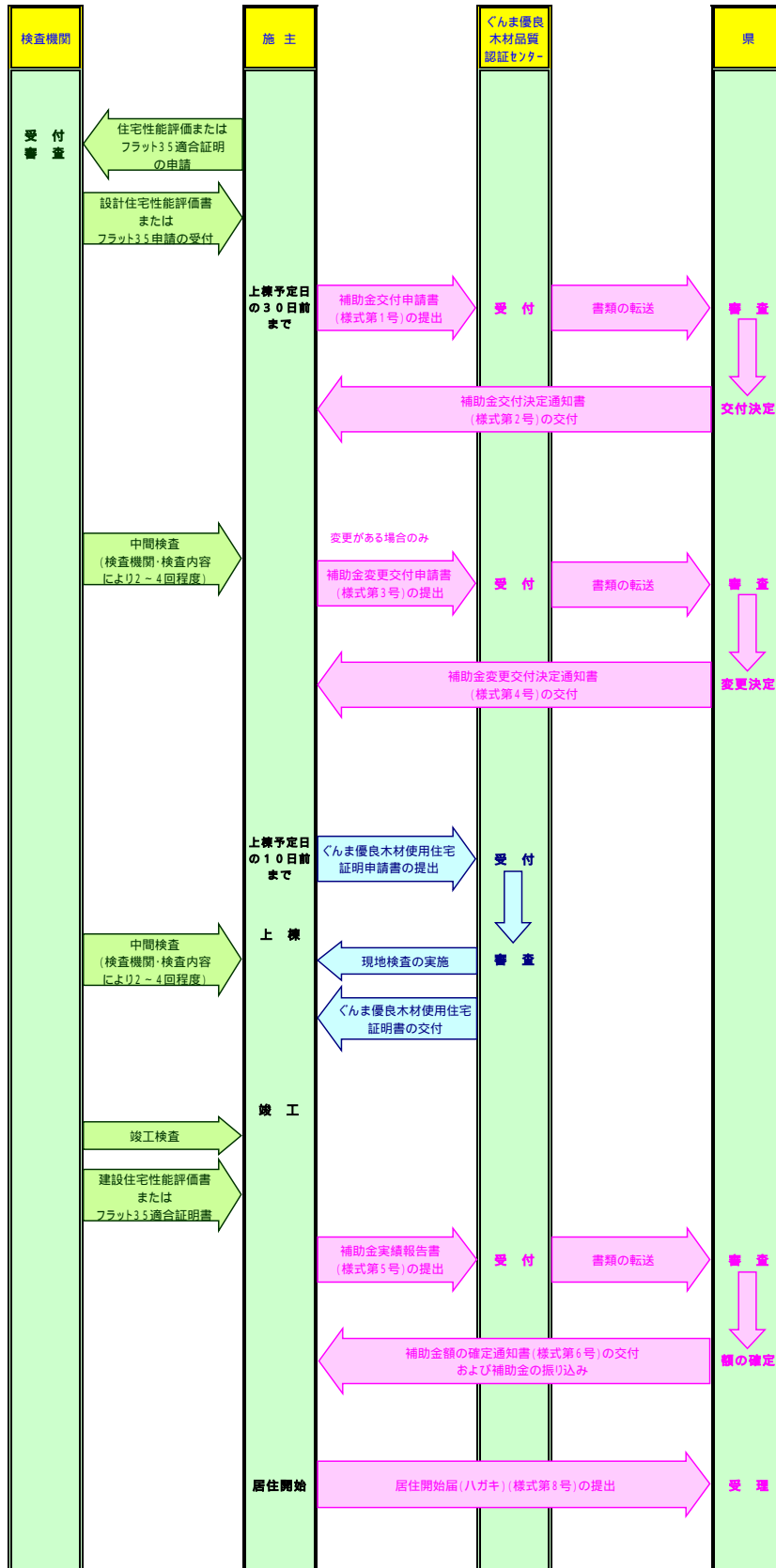


ぐんまの木で家づくり支援事業 手続きのながれ〔構造材補助 省エネ割増〕



注意事項

構造材補助の省エネルギー割増補助を受ける場合は、**住宅性能表示基準の省エネルギー対策等級4相当を証明**することが必要です。
住宅性能評価(省エネルギー対策等級4をクリア)を受けるか、またはフラット35(優良住宅取得支援制度のうち省エネルギー性能適合のもの)の適合証明を受けてください。
省エネルギー割増を受ける場合は、補助金交付申請書は、**上棟予定日の30日前までに提出**してください。

補助金交付決定通知書を交付した日から、**補助金交付決定通知書に記載の「事業完了日」までの間に住宅を竣工**してください。
「事業完了日」までに竣工できないことがわかったときは、速やかに「補助金変更交付申請書」を提出し、知事の承認を得てください。

補助金交付決定後に、**以下の理由が発生したら、「事業完了日」までに「補助金変更交付申請書」を提出し、知事の承認**を得てください。
交付決定された補助金額が変わる場合
事業完了日までに竣工できない場合
施工業者が変更になる場合
その他

「ぐんま優良木材使用住宅証明申請書」は、**上棟予定日の10日前までに提出**してください。
「ぐんま優良木材使用住宅証明書」の交付に際して、手数料がかかります。
(補助金：R 000円)

補助金交付決定を受けた住宅が竣工し、「ぐんま優良木材使用住宅証明書」および建設住宅性能評価書またはフラット35適合証明書が交付されたら、速やかに「補助金の交付を受けた住宅に居住を始めたならば、「補助金額の確定通知書」に同封した「居住開始届(ハガキ)」に所定事項を記入し、アンケートにご回答の上、投函して